大阪市告示第1478号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開館

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 　水泳場 　トレーニング場	令和８年11月４日（水）	午後２時から 午後７時まで
大阪市立 旭屋内プール 　水泳場	令和８年11月10日（火）	午前10時から 午後１時まで
	令和８年11月17日（火）	

２　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 　水泳場 　トレーニング場	令和８年11月２日（月）から 同月３日（火）まで	午前９時から 午後９時30分まで
	令和８年11月５日（木）から 同月６日（金）まで	
	令和８年11月９日（月）	
	令和８年11月11日（水）から 同月13日（金）まで	
	令和８年11月16日（月）	

	令和８年11月18日（水）から 同月20日（金）まで	
	令和８年11月23日（月）	
	令和８年11月25日（水）から 同月27日（金）まで	
	令和８年11月30日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）